

これまでの議論の補足について

【個人事業者等安全衛生対策】

労働安全衛生法第60条の2に基づく安全衛生教育の扱いについて

【これまでの分科会での議論】

- 個人事業者等の安全衛生対策の推進に係る「【各論①】個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策」における安全衛生教育の受講等に係る論点について、
 - 現行、事業者に対して、労働者が危険有害作業に就く場合に特別教育の実施が義務付けられていることから、個人事業者等に対して特別教育の受講を義務付けること。
 - 労働者の場合に作業主任者の選任が必要な作業を個人事業者等が行う場合は、作業主任者技能講習の修了等が望ましい旨をガイドライン等で示すこと
 - 特別教育や作業主任者技能講習等以外の教育等についても、受講・修了が望ましい旨をガイドライン等で示すこと

をお示しし、ご議論いただいたところ。

【対応の方向性】

- 安衛法第60条の2に基づき、**「危険又は有害な業務に現に就いている労働者」**に対しては安全衛生教育の実施が**事業者の努力義務**とされていることとの整合性の観点から、**個人事業者等が危険又は有害な業務に就く場合も、同様の教育を受けることを個人事業者等の努力義務とする**こととしてはどうか。
 - ※ なお、「建設工事の元方事業者等が入構の際、個人事業者等が行う作業内容に応じ、必要となる安全衛生に関する教育等の受講・修了状況を確認することが望ましい旨をガイドライン等で示す」こととしているが、当該「教育等」には、上記の努力義務とする教育が含まれることになる。
- **その他の教育等**については、個人事業者等が行う**業務内容や業務の実施に当たって果たす役割に応じ、修了等が望ましい旨をガイドラインで示す**こととしてはどうか。

【例】

- ①労働者の場合に作業主任者の選任が必要となる作業を個人事業者等が行う場合 ⇒ 作業主任者技能講習等の修了等が望ましい
- ②個人事業者がリーダーとなって、複数の個人事業者等とともに作業を行う場合 ⇒ 職長等教育の修了が望ましい

労働安全衛生法令に基づく管理者等の選任及び教育等の実施について

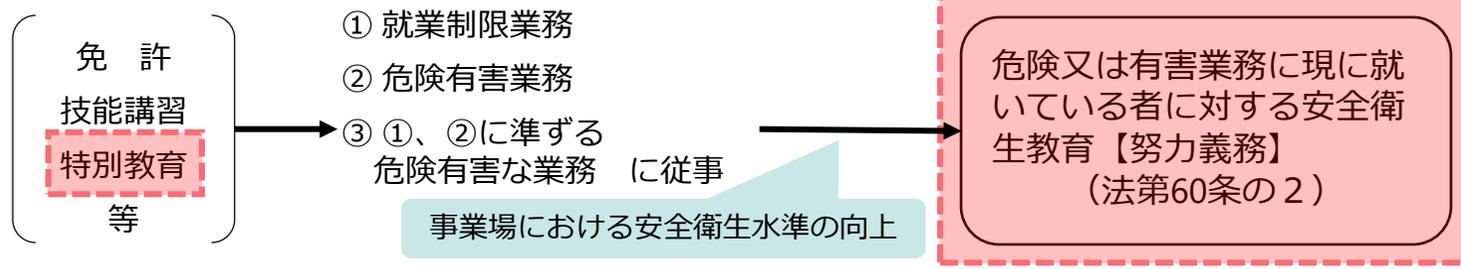
【基本的考え方】

労働安全衛生法上、事業者を実施を求めている教育等について、それぞれの対象者及び目的を整理すると下図のとおりとなるが、**新たに個人事業者等に義務付け、又は努力義務として実施を求める教育の範囲は** のとおりとなる。

それ以外の教育等については、個人事業者等が行う業務内容や業務の実施に当たって果たす役割に応じ、**修了等が望ましい旨をガイドライン等で示す。**

作業員の「業務内容」に着目した教育等

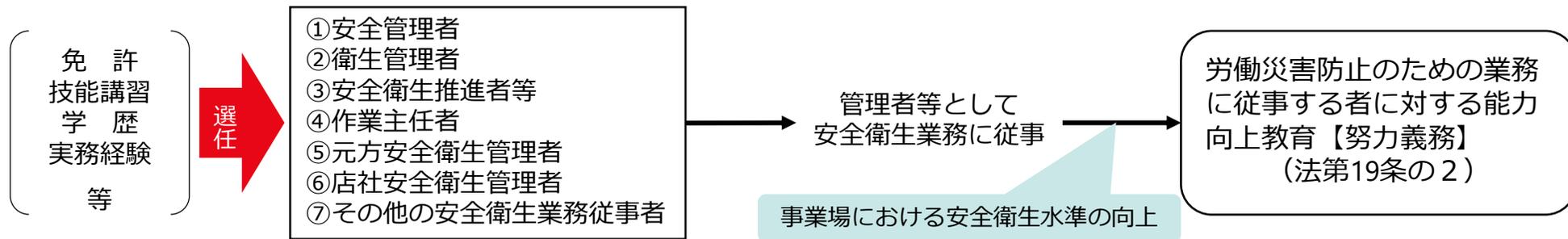
- 個人事業者等も、従来より、「就業制限業務に係る免許、技能講習」については義務の対象であったが、 の教育については対象となっていなかったため、新たに義務又は努力義務とする。



「作業主任者技能講習」も含め、災害防止上有効と考えられる教育等については、個人事業者等であっても修了等することが望ましい旨をガイドライン等で示す。

管理者等の「役割」に着目した教育等

- 個人事業者等（中小企業の事業主、役員）が①～⑦の管理者等として選任される場合は、従来より、「選任要件である免許、技能講習」については義務の対象であり、法第19条の2に基づく能力向上教育も努力義務の対象となっている。



「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育」（法第60条の2）とは

【教育の趣旨・目的】

技術革新の進展に伴う新機械等の導入や作業態様の変化等に対応して、危険又は有害な業務に現に就いている作業者が、特別教育に限らず、新たな知識、技能を取得することができるようにするため、当該業務に関する安全又は衛生のための教育の実施を事業者の努力義務としている。

【教育カリキュラム】

大臣指針において、以下の業務についてカリキュラムが示されている。

- | | | |
|---------------|--------------------------------|-----------------------|
| 1 揚貨装置運転業務 | 8 フォークリフト運転業務 | 12 ローラー運転業務 |
| 2 ボイラー取扱業務 | 9 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務 | 13 有機溶剤業務 |
| 3 ボイラー溶接業務 | 9の2 車両系建設機械（基礎工事用）運転業務 | 14 チェーンソーを用いて行う伐木等の業務 |
| 4 ボイラー整備業務 | | 15 玉掛業務 |
| 5 クレーン運転業務 | 10 フォークリフト運転業務 | 16 特例緊急作業 |
| 6 移動式クレーン運転業務 | 11 機械集材装置運転業務 | |
| 7 ガス溶接業務 | | |

労働安全衛生法（抄）

第59条

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

第60条の2 事業者は、前二条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
(3 略)

イ 安全衛生教育の受講等

- 個人事業者等に新たに措置を義務付けるのは、労働者と同じ場所で働く場面とすることや、個人事業者等の作業が周囲で作業する労働者に危害を及ぼすことを防止するという観点¹を踏まえれば、受講・修了を義務付ける教育等の範囲については、危険有害作業による労働災害防止の観点から事業者²に義務付けられている特別教育としてはどうか。
- 労働者の場合に作業主任者の選任が必要な作業を個人事業者等が行う場合には、作業主任者技能講習の修了等が望ましい旨をガイドライン等で示すこととしてはどうか。
- 特別教育や作業主任者技能講習等以外の教育等についても、受講・修了が望ましい旨をガイドライン等で示すこととしてはどうか。
- 義務付けられた教育等を受講・修了しなかったことに起因する被害の程度は、事業者が労働者保護の観点から講ずべき教育等を怠った場合と同様であることを踏まえれば、罰則についても事業者に対するものと同等のものとしてどうか。
- 教育等の受講・修了は、免許や資格と同様に、作業者の技能と直結するものであり、作業の都度受講・修了が必要なものではないため、注文者に対して一律に費用負担を求めるのではなく、講習・教育に関する情報提供や未受講者に対する受講機会の提供と併せて、個人事業者等が法令上必要とされる事項を実施することが可能となるような経費が適切に確保されるよう、注文者に対してガイドライン等で周知・啓発を図ることとしてはどうか。
- 建設工事の元方事業者等が入構の際、個人事業者等が行う作業内容に応じ、必要となる安全衛生に関する教育等の受講・修了状況を確認することのほか、持ち込み機械等が構造規格を具備しているか、法令上必要となる検査等を実施しているかについても確認することが望ましい旨をガイドライン等で示すこととしてはどうか。
- 労働者とは異なる場所で、作業を行う場合であっても、個人事業者等自身の災害を防止する観点から、特別教育や作業主任者技能講習等を受講・修了し、必要な知識・技能を得ておくことが望ましい旨をガイドライン等で示すこととしてはどうか。

対応案

【治療と仕事の両立支援対策】

治療と仕事の両立支援のための事業者の取組やガイドラインの法的な位置付けについて

【これまでの分科会での議論】

- 治療と仕事の両立支援対策に係る事業者の取組やガイドラインの法的な位置付けに係る論点について、前回第170回分科会においては、
 - 現行制度に基づく周知啓発だけということではなく、法的な位置付けのあり方を含めて、検討が必要。
 - 両立支援対策は、基本的には事業者の自主的な取組を後押しする施策によるアプローチが重要だと考えている。法令上の位置付けの検討について反対はしないが、安衛法に位置付けて検討することには強く反対。
- などのご意見をいただいたところ。



【対応の方向性】

- 労働施策総合推進法において、「疾病、負傷その他の理由により治療を受ける者の職業の安定を図るため、雇用の継続、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職の促進その他の治療の状況に応じた就業を促進するために必要な施策を充実すること」が国の施策とされていることを踏まえ、治療と仕事の両立支援のための必要な措置を講じることを事業者の努力義務とすることとしてはどうか。
- 併せて、厚生労働大臣が、上記措置の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表できるようにすることとしてはどうか。

【参考】

労働施策総合推進法（抄）

（国の施策）

第四条 国は、第一条第一項の目的を達成するため、前条に規定する基本的理念に従つて、次に掲げる事項について、総合的に取り組まなければならない。

十 疾病、負傷その他の理由により治療を受ける者の職業の安定を図るため、雇用の継続、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職の促進その他の治療の状況に応じた就業を促進するために必要な施策を充実すること。